

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県北佐久郡浅科村

### 2 構造改革特別区域の名称

浅科故郷づくり特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県北佐久郡浅科村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

浅科村は、長野県の東部に位置し、北に浅間山、南に蓼科山の雄姿を望む東西 5 km、南北 6.5 km、総面積 19.52 km<sup>2</sup>の県下で一番小さい村です。北西部は御牧原台地の南のへりにあたり、村は周囲を緩やかな丘陵に囲まれ、のどかな田園情緒あふれる風景が広がっています。標高は 600 m ~ 800 m 程度の中山間地帯、夏は暑く、冬は寒気のかなり厳しい内陸型の気候で、昼夜の気温差が大きいのが特徴です。また、年間の降水量は 1,000 mm 程度と全国的にみても少ない地域といえます。

蓼科山を源流とする五郎兵衛用水と、浅間山を源流とする常木用水及び、千曲川から引かれた十二川原用水の清らかな水の恵みは、村の肥沃な粘土質土壌を潤わせて、434.1 ha の広大な水田地帯を形成し、長い間良質米ブランド「五郎兵衛米」の産地として農業を支えています。一方、畑地等については、かつて養蚕・特用作物（薬用人参・センブリ）が盛んでありましたが、価格の低迷や高齢化、担い手不足による労力不足から衰退し、現在は、果樹・野菜が中心となっています。

全村にわたって強粘土質土壌ということもあり、地域に見合った定着作物の選定等については、長年、村農業技術者連絡協議会等が中心となり試験的作付けを行うなど取り組んできているところですが、進展していないのが現状です。

こうした中で、平成 16 年度にマコモタケやクワイの試験的取り組みに着手しており、生育状況などの今後の動向に村として期待を寄せているところです。

また、高齢化と担い手不足を背景に遊休荒廃化が進み、村内遊休荒廃地は 130.58 ha であり、経営農地面積の 25.3% を占め、今後も更に増加すると思われる。

このような状況下にあつて、小諸市や佐久市まで車で15分～20分の近距離にあることや、さらに上信越自動車道・長野新幹線の開通など高速交通網が整備され、大都市圏との時間・距離が短縮されたことにより、村へ永住し農業を行いながら生活したいというニーズが高くなっています。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

浅科村の今後の農業振興を進める上で、遊休荒廃農地解消は重要な課題であります。今まで「自分の農地は自分で」と守ってきた農家も、高齢化等により年々農地を手放す傾向にあります。村では、遊休荒廃農地解消策として単独事業による改良事業・基盤整備事業等進め、遊休荒廃農地の解消と有効活用を進め中核的担い手農家の育成を図ってきているもののなかなか成果が上がっていないのが現状です。また、農業委員会等を核とした農地銀行を活発化し、農地の出し手と受け手にかかわる情報の一元的把握に努めながら、両者を適切に結び付け利用権設定等進めるとともに、集団化・連担化した条件で担い手農業者への利用集積にも努めているが、村の農家の32.2%が65歳以上であり、村内の担い手だけに集積するには限界があります。今後も増加すると思われる遊休荒廃農地に歯止めをかけていくためには、特区を活用し村内非農家や都市出身者などを含めた多様な農地利用ニーズに対応した新規就農者を受け入れることによって、農地の保全及び有効利用を図り、遊休荒廃農地の解消に努めるとともに都市・農村交流を通じ地域農業の振興と活性化を図ることが必要です。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 遊休荒廃農地の解消

高齢化、労力不足等を主要因とする遊休荒廃農地の増加は、現在の農業者だけでは問題の解決は困難であることから、特区を活用して農地下限面積要件の緩和に取り組み既存の農業者だけでなく、高速交通網が整備され生活圏が拡大されたことも視野に入れた都市出身者の永住と農業参入を考慮し農地の有効活用を進める。この取り組みにあたっては、遊休農地の現状やその流動化について再度、詳細な実態調査を行いその実効性を高くすることに努める。

また、特区の取り組みにより小規模経営農家の増加が予想されるが、農業を職業として持続できるような魅力とやりがいのある農業経営目標を明確にし、将来において効率的かつ安定的な農業経営が図れるよう指導するとともに規模拡大に向けて推進していく。

### (2) 都市住民等の定住化促進と農村の活性化

大都市での生活は大変便利で豊かになった反面、コンクリートや常に人に囲まれた生活空間、環境問題といった状況の中で、多くの都市住民は都会では満たされな

い自然や人情豊かな田舎暮らしを求める志向が高まっています。働き盛りの若者は「同じ働くなら環境の良い田舎で農業の仕事を」また、熟年層については「老後の人生を自然豊かな田舎で農業をしながら過ごしたい」といろいろな世代の人たちが都会暮らしの便利さよりも田舎暮らしのよさを選び移り住んでいます。このような人たちに農業をする喜びと生活を提供していくため特区により農地流動化を進めるとともに、耕作放棄地を斡旋することによって、定住化の促進ひいては地域の活性化を目指します。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特別区域計画の実施により、今まで農地を持たず農業をする機会がなかった村内非農家や都市出身者（村外転入者も含めた）が農地を容易に取得し農業体験や担い手として位置づけることで人口の確保と農業の活性化が期待できます。

新規就農者や自家菜園等希望者が増えることで、遊休荒廃農地解消と発生が予測される農地を斡旋等することで、荒廃化を未然に防止することができます。

都市出身者も含めた農業参入を促進することで担い手の確保と農地保全、遊休荒廃農地解消が図れます。

（単位：ha・戸）

区 分	初年度（平成 16 年）	目標（平成 20 年）
遊休荒廃農地解消面積	0.5	10.0
新規就農者	3	11

農地の多面的機能と農村風景の維持保全につながります。

新規就農者の参入により地域に見合った定着作物の調査及び研究・開発が活発になるとともに安心して安全な地域農産物生産に担い手の確保が図れます。また、地元農業者の意識改革向上につながるものと期待できます。

シルバー世代が退職後の第二の人生を自然あふれる環境の中で生活することで生きがいがある村づくりの形成が図れます。

一般家庭が親子での農業体験から「故郷づくり」の推進をすることにより農業の活性化と子供たちの心豊かな形成の場として効果が期待できます。

都市・農村交流を通じ地域農業の振興が図れます。

## 8 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（1006）

**9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域に計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

**農業委員会・JA・村による農地流動化の推進**

各機関の連携により農地銀行を活用し、農地の実態把握を進めながら、新規就農者等への農用地の利用集積に努めます。

**作物等振興対策事業補助金**

村単独事業として「作物等振興対策事業補助金」を設け、遊休荒廃農地の解消と有効活用を進め中核的担い手農家の育成を行います。

**中山間地域等直接支払事業（国）**

中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄の増加等により多面的な機能が低下し、大きな経済的損失が生じることが懸念されている。このため、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている地域4集落において、農業生産の維持、多面的機能を確保するという観点から直接支払事業を実施しています。

**新規就農者対策**

新規就農者等に対し、農業を職業として持続できるような魅力とやりがいのある農業経営目標を明確にし、将来において効率的かつ安定的な農業経営が図れるよう農業技術及び経営管理能力向上について、県の就農アドバイザーと連携して指導を行い、規模拡大に向けて推進していく。

(別紙)

## 1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による  
農地の利用増進事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農地等の権利を取得する者

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

## 4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

特区内において農地等の権利を取得する者

(2) 事業が行われる区域

浅科村全域

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から通年

(4) 事業により実施される行為や整備される施設の詳細

農地権利取得に際する下限面積要件の緩和の特例措置(40a以上を10a以上)を活用して、村内非農家及び都市出身者に農地を取得させることで新規就農を促進し遊休荒廃農地解消を図ります。

## 5 当該規制の特例措置の内容

浅科村においては、急激な人口の高齢化と担い手不足等により遊休荒廃農地が130.58haであり、耕作面積の25.3%を占めており深刻な状況になっています。このことは、村の基幹的作物である米生産に多大な影響を及ぼし、村の良質米ブランド「五郎兵衛米」地帯の存続を脅かすものです。また、遊休荒廃農地増加は、雑草の繁茂、病害虫の発生源になることやイノシシ等の鳥獣の生殖地など、近隣農地へ悪影響を及ぼし地域営農、環境対策からも様々な問題を引き起こしています。このため、農業委員会を通じて村内の担い手へ農地利用集積に努めていますが、高齢化による労力不足等により集積実績が上がっていないのが現状です。近年、非農家や都市出身者による農地取得希望ができてきていることから、村内の担い手だけに絞るのではなく、意欲的な営農希望者への利用集積、斡旋をすることにより遊休荒廃農地解消と農地保全・有効利用及び地域農業活性化を図ろうとするものです。

また、耕作放棄地が確実に拡大している現状のなか既存移住者及び新規移住者が農業に参入することは遊休農地の解消につながり、農業者の高齢化により拡大意欲もこれ以上みられないため農業の集約化に支障を及ぼす恐れはないことから農業上の効率的且つ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断します。

人口構成と高齢化率の推移（国勢調査・農林業センサスより）

（単位：人）

区 分 \ 年 度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度
総 人 口	6,213	6,473	6,504
65 歳以上	1,214	1,519	1,618
高齢化率	19.5%	23.5%	24.9%
農家人口	4,110	3,748	3,449
65 歳以上農家人口	978	1,126	1,110
農家高齢化率 ( / )	23.8%	30.0%	32.2%

経営耕地面積と遊休荒廃農地の推移（農林業センサスより）

（単位：ha）

区 分 \ 年 度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度
経営耕地面積	663.11	608.99	515.46
耕作放棄地面積	100.39	135.53	130.58
耕作放棄率 ( / )	15.1%	22.3%	25.3%